

# 上田市地域防災計画【原子力災害対策編】

## 新旧対照表

令和6年3月

頁	新	旧	修正理由・備考
2	<p>第1節 計画作成の趣旨</p> <p>第2 定義</p> <p>7 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。</p> <p>第5 計画の対象とする災害</p> <p>長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「<u>予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5 Km）</u>」及び「緊急防護措置を準備する区域」（原子力事業所からおおむね半径30km圏内）にも上田市は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。</p> <p>こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。</p>	<p>第1節 計画作成の趣旨</p> <p>第2 定義</p> <p>7 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。</p> <p>第5 計画の対象とする災害</p> <p>長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「緊急防護措置を準備する区域」（原子力事業所からおおむね半径30km圏内）にも上田市は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。</p> <p>こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考																					
17	<p>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>第1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置を講ずる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>なお、「原子力災害対策指針(最新改定日 令和5年11月1日)」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="300 459 1061 965"> <thead> <tr> <th data-bbox="300 459 640 523">基準の概要</th> <th data-bbox="640 459 846 523">初期設定値(※1)</th> <th data-bbox="846 459 1061 523">防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="300 523 640 715"><u>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</u></td> <td data-bbox="640 523 846 715"><u>500<math>\mu</math>Sv/h(地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)</u></td> <td data-bbox="846 523 1061 715"><u>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 715 640 965"><u>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ※3 の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転 ※4 させるための基準</u></td> <td data-bbox="640 715 846 965"><u>20<math>\mu</math>Sv/h(地上1mで計測した場合の空間放射線量率)</u></td> <td data-bbox="846 715 1061 965"><u>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。</p> <p>※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。</p> <p>※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。</p> <p>※4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。</p>	基準の概要	初期設定値(※1)	防護措置の概要	<u>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</u>	<u>500<math>\mu</math>Sv/h(地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)</u>	<u>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</u>	<u>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ※3 の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転 ※4 させるための基準</u>	<u>20<math>\mu</math>Sv/h(地上1mで計測した場合の空間放射線量率)</u>	<u>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施</u>	<p>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>第1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置を講ずる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>なお、「原子力災害対策指針(最新改定日 令和4年7月6日)」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1106 459 1868 997"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1106 459 1585 523"><u>屋外にいる場合に予想される被ばく線量</u> <u>予想線量(単位:mSv)</u></th> <th data-bbox="1585 459 1868 523"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 523 1299 746"><u>外部被ばくによる実効線量</u></td> <td data-bbox="1299 523 1585 746"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量</li> <li>・ウランによる骨表面又は肺の等価線量</li> <li>・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量</li> </ul> </td> <td data-bbox="1585 523 1868 746"><u>防護対策の内容</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 746 1299 874"><u>10～50</u></td> <td data-bbox="1299 746 1585 874"><u>100～500</u></td> <td data-bbox="1585 746 1868 874"><u>住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1106 874 1299 997"><u>50以上</u></td> <td data-bbox="1299 874 1585 997"><u>500以上</u></td> <td data-bbox="1585 874 1868 997"><u>住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>屋外にいる場合に予想される被ばく線量</u> <u>予想線量(単位:mSv)</u>			<u>外部被ばくによる実効線量</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量</li> <li>・ウランによる骨表面又は肺の等価線量</li> <li>・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量</li> </ul>	<u>防護対策の内容</u>	<u>10～50</u>	<u>100～500</u>	<u>住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。</u>	<u>50以上</u>	<u>500以上</u>	<u>住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。</u>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
基準の概要	初期設定値(※1)	防護措置の概要																						
<u>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</u>	<u>500<math>\mu</math>Sv/h(地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)</u>	<u>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</u>																						
<u>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ※3 の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転 ※4 させるための基準</u>	<u>20<math>\mu</math>Sv/h(地上1mで計測した場合の空間放射線量率)</u>	<u>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施</u>																						
<u>屋外にいる場合に予想される被ばく線量</u> <u>予想線量(単位:mSv)</u>																								
<u>外部被ばくによる実効線量</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量</li> <li>・ウランによる骨表面又は肺の等価線量</li> <li>・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量</li> </ul>	<u>防護対策の内容</u>																						
<u>10～50</u>	<u>100～500</u>	<u>住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。</u>																						
<u>50以上</u>	<u>500以上</u>	<u>住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。</u>																						

頁	新	旧	修正理由・備考														
18	<p>第8節 緊急輸送活動</p> <p>第1 緊急輸送活動</p> <p>1 緊急輸送体制の確立</p> <p>(1) 市及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて県はこれの調整を行う。</p> <p>(2) 市は、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に県を通じ支援を要請する。</p> <table border="1"> <tr> <th>輸送内容</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>モニタリング要員 各種資機材</td> <td>(社)長野県トラック協会 警察本部(緊急輸送道路の確保、車両の先導等) 自衛隊</td> </tr> <tr> <td>避難住民等</td> <td>(公益社団)長野県バス協会 警察本部(緊急輸送道路の確保、車両の先導等) 自衛隊</td> </tr> </table>	輸送内容	関係機関	モニタリング要員 各種資機材	(社)長野県トラック協会 警察本部(緊急輸送道路の確保、車両の先導等) 自衛隊	避難住民等	(公益社団)長野県バス協会 警察本部(緊急輸送道路の確保、車両の先導等) 自衛隊	<p>第8節 緊急輸送活動</p> <p>第1 緊急輸送活動</p> <p>1 緊急輸送体制の確立</p> <p>(1) 市及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて県はこれの調整を行う。</p> <p>(2) 市は、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に県を通じ支援を要請する。</p> <table border="1"> <tr> <th>輸送内容</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>モニタリング要員 各種資機材</td> <td>(社)長野県トラック協会 警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊</td> </tr> <tr> <td>避難住民等</td> <td>(公益社団)長野県バス協会 警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊</td> </tr> </table>	輸送内容	関係機関	モニタリング要員 各種資機材	(社)長野県トラック協会 警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊	避難住民等	(公益社団)長野県バス協会 警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>		
輸送内容	関係機関																
モニタリング要員 各種資機材	(社)長野県トラック協会 警察本部(緊急輸送道路の確保、車両の先導等) 自衛隊																
避難住民等	(公益社団)長野県バス協会 警察本部(緊急輸送道路の確保、車両の先導等) 自衛隊																
輸送内容	関係機関																
モニタリング要員 各種資機材	(社)長野県トラック協会 警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊																
避難住民等	(公益社団)長野県バス協会 警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊																
19	<p>第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>第3 <u>経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</u></p> <table border="1"> <tr> <th>対象</th> <th>放射性ヨウ素(混合核種の代表核種: I-131)</th> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td rowspan="2">300 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td>野菜類(根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> </table> <p>(「原子力災害対策指針(令和5年11月1日)」)</p>	対象	放射性ヨウ素(混合核種の代表核種: I-131)	飲料水	300 ベクレル/キログラム以上	牛乳・乳製品	野菜類(根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム以上	<p>第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>第3 飲食物摂取制限に関する指標</p> <table border="1"> <tr> <th>対象</th> <th>放射性ヨウ素(混合核種の代表核種: I-131)</th> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td rowspan="2">300 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td>野菜類(根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> </table> <p>(「原子力災害対策指針(令和4年7月6日)」)</p>	対象	放射性ヨウ素(混合核種の代表核種: I-131)	飲料水	300 ベクレル/キログラム以上	牛乳・乳製品	野菜類(根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム以上	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
対象	放射性ヨウ素(混合核種の代表核種: I-131)																
飲料水	300 ベクレル/キログラム以上																
牛乳・乳製品																	
野菜類(根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム以上																
対象	放射性ヨウ素(混合核種の代表核種: I-131)																
飲料水	300 ベクレル/キログラム以上																
牛乳・乳製品																	
野菜類(根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム以上																
20	<p>第10節 県外からの避難者の受入れ活動</p> <p>第2 避難者の生活支援及び情報提供</p> <p>2 市及び県は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供する<u>とともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報を提供する。</u></p>	<p>第10節 県外からの避難者の受入れ活動</p> <p>第2 避難者の生活支援及び情報提供</p> <p>2 市及び県は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供する。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>														